

## 令和7年第10回佐伯市教育委員会会議録

1 日 時 令和7年11月13日（木）  
開会 15時25分 閉会 16時5分

2 場 所 佐伯教育市民ホール「まな美」 第1市民活動室

3 出席者の氏名  
教育長 宗岡 功  
委 員 平井 國政 委 員 山口 清一郎  
委 員 藤崎 郁 委 員 廣田 有加

4 事務局  
教育部長 久々宮 克也  
教育総務課長（以下「教総課長」という。） 安部 洋子  
学校教育課長（以下「学教課長」という。） 柳井 慎也  
社会教育課長（以下「社教課長」という。） 神崎 郁也  
社会教育課生涯学習推進係課長補佐兼総括主幹 戸高 直人  
社会教育課生涯学習推進係総括主幹 東 由美子  
体育保健課長（以下「体保課長」という。） 藤原 直也  
本日の書記 総括主幹 河野 晃己 副主幹 多田 健二

5 付議した議案 1件

6 報告事項等 2件

7 その他 0件

8 傍聴人 0人

### 開会・点呼

教育長 教育委員会会議を開催するに当たり委員の出席確認をいたします。  
本日は、全委員が出席です。

教育長 それでは、令和7年第10回教育委員会会議を開きます。

### 前回会議録の承認

教育長 前回の会議録の署名委員は、廣田委員にお願いいたします。  
また、今回の会議録の作成は、事務局職員の多田が行います。

### 教育長の報告

なし

教育長 本日の会議はお手元の次第のとおりでありまして、会議の終了は16時20分を予

定しています。

教育長 初めに本日の会議の公開、非公開についてですが、本日は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、公開することといたします。

議 事

【議 案】

議案第45号 令和7年第7回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

- ・令和7年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）
- ・佐伯市学校林基金条例の制定について
- ・佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について

議案第45号 令和7年第7回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

教育長 それでは議事に入ります。議案第45号令和7年第7回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見についてのうち、令和7年度佐伯市一般会計補正予算第4号について、関係課長から説明いたします。まず初めに安部教育総務課長から説明をお願いいたします。

教総課長 議案第45号令和7年第7回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について、令和7年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）を御説明いたします。

この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。今回の補正予算は、資料3ページの第1条にありますように、一般会計において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,487万1,000円を追加しています。そのうち、歳出の教育費については、3,138万円を増額補正しています。

それでは各課における主な補正内容について御説明いたします。まず教育総務課からです。歳出については、基金管理事業、佐伯市学校林基金積立金169万5,000円とありますが、これは学校林から生じる収益を当該学校林を管理する学校の教育振興に係る経費に充てるための基金に積立てを行うための計上です。なお、当該基金の設置についても、同佐伯市議会定例会に議案を提出する予定ですので、後ほど説明いたします。次に、小学校一般管理費の1,262万1,000円の増額は、電力費の高騰に伴う小学校の電気料分となっています。中学校一般管理費の825万4,000円の増額も小学校同様、電気料分の増額となっています。

以上で、教育総務課分の説明を終わります。

学教課長 続いて、学校教育課分です。

幼稚園費人事管理費において、報酬を217万4,000円増額しております。これは

幼稚園講師が1名育休を取得しており、6月から代替として会計年度任用職員を1名増員したことによる増額となっております。

学校教育課分については、以上でございます。

社教課長　社会教育課におきましては、歳入予算の補正予算はございません。歳出予算につきましては、2事業での需用費、電気代相当分に当たりますが、増額を提案しております。社会教育総務費のうち区分1の平和祈念館管理事業です。これは平和祈念館やわらぎで使用される令和7年度中の電気料金の不足が予想されるため、その不足分について需用費で97万5,000円増額補正をしております。次に公民館費の区分1の地区公民館管理事業であります。これにつきましても需用費の増額となっておりますが、主には佐伯地区公民館で使用される令和7年度中の電気料金の不足が予想されるため、その不足分について需用費102万円増額補正をしております。

以上でございます。

体保課長　債務負担行為補正で、米水津温水プール監視及び管理業務委託を警備会社に毎年度委託していますが、令和8年度も4月1日から委託契約を行うため、それに係る準備行為のための委託料942万4,000円を計上しております。

続いて歳入です。保健体育雑入の1,708万7,000円の内訳ですが、1件は、総合体育館LED化改修工事を来月から行いますが、その助成金として独立行政法人日本スポーツ振興センターからスポーツ振興くじ助成金1,600万円、もう1件は、建物総合損害共済災害共済金108万7,000円です。その下の学校給食雑入の85万1,000円も建物総合損害共済災害共済金です。教育債の総合体育館LED化改修事業債は、スポーツ振興くじ助成金が入ることに伴い、1,650万円を減額補正しております。

次に歳出です。保健体育施設費です。保健体育施設管理費及び海洋センター管理費ともに需用費で、電力費の高騰に伴う体育施設の電気料を633万6,000円増額計上しております。

以上です。

教育長　以上で説明が終わりました。審議を行いたいと思いますので、御質問、御意見のある方はお願ひいたします。

山口委員　各施設の需用費ということですが、電気代は、九電がこんなに高くなっているということですか。

教総課長　新電力の方を入れ、入札をしていたのですが、この分が、入札をまたかけろとしたときに応札する業者がいないということで、通常の金額に戻ったという形となり、この金額の高騰がずっと続いているということで足りなくなっているという形になっています。それに加えて、今年の夏が非常に暑かったこともあって、昨年度よりも今年度の方が電力の使用が多かったので、エアコンの関係とかもありますので、

多くなっています。その関係もあって、今回補正に至ったというような形になっています。

山口委員 新電力会社の代わりに応札するところがないということは、結局、九電も入札していないということですか。

教総課長 九電は、どこの市町村にも入札は行っていないということです。一般競争入札になりますので、1社であっても入札自体は成立するのですが、それももうしてないということですので、どうしても金額が、この高い金額でもう高止まりしてしまうというような形になっています。高止まりというか、安かった分が通常の金額になったというようなイメージではあります。

教育長 よろしいですか。

それでは次に佐伯市学校林基金条例の制定について、安部教育総務課長が説明します。

教総課長 それでは、佐伯市学校林基金条例の制定について、御説明いたします。

この議案は、学校林から生じる収益を蓄積し、当該学校林を管理する学校の教育振興に係る費用に明確に充てるため、佐伯市学校林基金条例の制定を佐伯市議会に提出しようとするものであります。設置の理由としましては、学校林から生ずる収益は当該年度の学校の経費に充当していましたが、令和7年9月佐伯市議会定例会に提出した令和6年度佐伯市各会計の認定に係る監査委員の意見書において、「佐伯市学校林経営条例第3条には学校林の挙げる収益は全てその学校の基本財産として蓄積すると規定しているが、当条例の収益処分の趣旨に沿ったしかるべき手配が行われた実績が確認できない。造林を行った先人の思いに沿って同条例の趣旨を有意義に解釈した対応をとられたい。」旨の指摘を受けたことによるものです。

条例につきましては、第1条から第7条までで構成されております。第1条では設置する旨を、第2条では予算に基づき積み立てること、第3条においては管理について、第4条においては運用益金の処理について、第5条では基金の処分について、第6条では繰替運用について、第7条では管理等に必要な事項は市長が別に定める旨をそれぞれ規定しています。条例の施行期日につきましては、公布の日からとなります。

なお、学校ごとの管理につきましては、学校ごとに管理簿を作成し、適切に管理していくこととしています。

また、今年度の収益金を積み立てるための経費を一般会計 12月補正予算に計上しています。

以上で説明を終わります。

教育長 それでは、審議を行いたいと思います。御質問、御意見のある方はお願ひいたします。

山口委員 学校林とはどういったものをいうのですか。

教総課長 学校林は、環境教育のために昭和、戦後すぐに国有林を学校の教育のために使いませんかという御案内があって、その時に契約したところが旧佐伯市内では3学校あります。国有林の中に、当時昭和26年とか27年ですけど、その時に植栽をした学校林があり、そういう学校林とは別に、弥生地域になるのですが、弥生地域は、どちらかというと主に収益を学校に充てるため、かなり広く学校林を地域の皆さんで造林して作っています。旧佐伯市内においては四つの学校で、弥生については三つの小学校全てに学校林が存在しています。

山口委員 余談ですが、国有林の場合、保安林であれば、例えば伐採できないなど何か規制がありますよね。民間の山なら関係ないのですが。

教総課長 国有林ではありませんが、弥生の学校林が保安林に指定されています。その場合、これは森林整備センターと分収造林契約をしているのですが、その中で計画的に切って、切ったら2年以内にまた植林を行って、森林を守っていくという形になっていますので、この分は計画的に伐採を行っているという状態になっています。

教育長 よろしいですか。

それでは次に佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について、これは神崎社会教育課長が説明します。

社教課長 佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正についてでございます。この議案は、本年10月22日に行われました令和7年第9回佐伯市教育委員会において、ご承認いただきました佐伯市鶴岡地区公民館、同佐伯地区公民館、同佐伯東地区公民館の3地区公民館をコミュニティセンターとすることに伴う廃止によりまして、本市が設置する公民館が全てなくなるということから、佐伯市条例の廃止に関する条例に佐伯市公民館条例を追加し、佐伯市公民館条例を廃止しようとするものでございます。

また当該3施設を佐伯市コミュニティセンター条例に追加する議案をコミュニティ創生課から提出する予定となっております。

附則についてですが、第1項に施行期日として、令和8年4月1日としております。第2項に経過措置といたしまして、この条例の施行日の前日までにした行為に対するこの条例による廃止前の佐伯市公民館条例第23条の規定、これは過料に関する規定でございますが、この適用については従前の例によるということとしております。第3項から第5項までにつきましては、この条例の施行に伴う関連条例の一部改正を規定しております。第3項では佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正といたしまして、佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例の第2条中第4号の公民館を削除

いたしまして、第4号以降を1号ずつ繰り上げることとしております。第4項、第5項では、公民館をコミュニティセンターというふうに呼称を改めるために佐伯市立佐伯図書館条例、佐伯市歴史資料館条例のそれぞれ第3条第3号中、また、第4条第4号中の規定を改めようとするものでございます。

以上で佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について、御説明を終わります。

教育長 それでは審議を行いたいと思います。御質問、御意見のある方はお願ひいたします。これで佐伯市から公民館がなくなるということです。いかがでしょうか。

教育長 よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第45号令和7年第7回佐伯市議会定例会に提出する議案については異議なしということでよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第45号については、異議なしといたします。

報告事項等

- ・佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会における調査・審議の状況について
- ・次回教育委員会までの主要行事（スケジュール）について

教育長 これで令和7年第10回教育委員会会議を閉会いたします。

終了 16時5分